

令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けて

「能登復興事務所」の移転について(お知らせ)

令和 6 年 2 月 16 日に設置しました「能登復興事務所」を、この 4 月 1 日より、下記のとおり移転します。

令和 6 年能登半島地震により被害を受けた、能越自動車道、一般国道 249 号沿岸部の本格復旧、沿線の地すべり対策、河原田川の河川・砂防事業など、国が権限代行などにより行う復旧・復興事業に取り組みます。

■ 移転日：令和6年4月1日（月）

■ 移転後の住所：下表のとおり（次ページの位置図を参照）

本所・分室	住所	電話番号	主な担当業務等
本所 (位置図①)	石川県七尾市小島町西部 2 七尾地方合同庁舎 3 階	0767-52-4511	▶事務所の総務に関すること ▶道路事業の調査・計画に関すること ▶国道 249 号の復旧に関すること
こじままち 小島町分室 (位置図②)	石川県七尾市小島町西部 1 番 3 ワークパル七尾（七尾市勤労者 総合福祉センター） 2 階	0767-52-5611	▶事務所の経理に関すること ▶契約手続きに関すること ▶河川及び道路等の各事業の用地取得等に関すること ▶能越自動車道（輪島道路等）に関すること
みそぎちよ 御祓町分室 (位置図③)	石川県七尾市御祓町 1 番地 フォーラム七尾（パトリア 4 階・5 階）	0767-52-3811	▶上下水道事業の技術支援等 (国土技術政策総合研究所の能登上下水道復興支援室の職員が業務を実施)
金沢分室 (位置図④)	石川県金沢市西念 4 丁目 2 3 番 5 号 金沢河川国道事務所 1 階	076-264-1123	▶河川、砂防、海岸の各事業に関すること

■ 移転前の住所：石川県七尾市千野町に部 28 番地 金沢河川国道事務所能登国道維持出張所内

能登復興事務所 位置図

(令和6年4月1日～)

